

平成26年度青森県ITビジネス事業化支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、企業間連携等によるIT分野における事業化のモデル事業を創出し、産業の活性化を図るため、クラウドコンピューティング等のIT新技術を活用した事業化分野において、県内の情報通信事業者が行う新商品・新サービスの試作開発に要する経費について、平成26年度予算の範囲内において、当該事業者に対し、青森県ITビジネス事業化支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、県内に事業所を有する情報通信事業者とする。

2 この交付要綱において「情報通信事業者」とは、日本標準産業分類（平成25年10月改定）における「大分類G 情報通信業」のうち、「情報サービス業」及び「インターネット附随サービス業」に従事する者をいう。

(補助対象事業)

第3 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表1に掲げる事業化分野において、他の情報通信事業者、他業種の企業、団体、大学、自治体等と連携して、補助対象者が県内で行う新規性や発展可能性等が高い新商品・新サービスの試作開発とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は別表2のとおりとする。

(申請書等)

第5 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 申請者の定款又はこれに代わる書面（個人である場合を除く。）
- (4) その他知事が定める書類

3 補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税額及び地方消費税額に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請するものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の条件)

第6 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の配分の変更（別表に掲げるそれぞれの経費の20パーセント以内の変更を除く。）又は補助事業の内容の変更（事業計画の円滑な実施に支障を及ぼすおそれがない軽微な変更を除く。）をする場合において、事業変更承認申請書（第4号様式）を知事に提出してその承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合において、事業中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を知事に提出してその承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかにその旨を知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを平成27年4月1日から5年間保管しておくこと。

(申請の取下げの期日)

第7 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

(補助金の交付方法)

第8 補助金は、補助事業の完了後交付する。

(補助金の請求)

第9 補助金の請求は、青森県ITビジネス事業化支援事業費補助金請求書（第6号様式）を知事に提出して行うものとする。

(状況報告)

第10 規則第10条の規定による状況報告は、10月末日までの遂行状況を記載した報告書（第7号様式）に、次に掲げる書類を添えて11月14日までに行うものとする。

- (1) 中間状況報告書（第8号様式）
- (2) その他知事が必要と認める書類

2 知事は、前項にかかわらず、必要に応じ、補助事業の遂行状況について調査することがある。

(実績報告)

第11 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して10日を経過した日又は平成27年4月10日のいずれか早い期日までに事業実績報告書（第9号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 実績報告書（第10号様式）
- (2) 収支決算書（第11号様式）
- (3) 補助対象経費に係る支払証拠書類の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 前項の実績報告を行うに当たっては、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告するものとする。

(処分の制限を受ける財産)

第12 規則第19条第4号及び第5号の規定により処分の制限を受ける財産は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の構築物、工具、器具及び備品並びに機械及び装置とする。

(処分の制限を受ける期間)

第13 規則第19条ただし書の規定により財産の処分の制限を受ける期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年通商産業省告示第360号）別表第1項に準ずるものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額報告書（第12号様式）を提出するものとする。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除額の全部又は一部について、その返還を請求するものとする。

別表 1 (第 3 関係)

事業化分野	概要
クラウドサービス開発	SaaS、PaaS、IaaS 等のクラウドコンピューティング技術を活用した新サービスの構築・開発
オープンデータ活用サービス	オープンデータを活用した Web サービス、アプリ等の開発
県内データセンター競争力強化ビジネス	データセンターの省エネ化、バックアップサービスの事業化等、県内データセンターの競争力強化につながるサービス等の開発
モバイル端末向けアプリ開発	スマートフォン、タブレット端末等向けアプリケーションの開発
組込ソフトウェア開発	特定の機能を実現するために機械や機器に組み込まれるコンピュータシステムの開発

別表 2 (第 4 関係)

区 分	補助対象経費	補助金の額
謝 金	専門家謝金	補助対象経費の合計額の 2 分の 1 に相当する額又は 2, 0 0 0 千円のいずれか低い額以内の額
旅 費	専門家旅費、職員旅費	
事業費	会議費、会場借上料、通信運搬費、借損料（リース料）、消耗品費（印刷製本費、資料購入費を含む）、マーケティング調査費（広報費、展示会等出展料を含む）、雑役務費、委託料（コンサルタント費を含む）	
試作開発費	試作開発に係る経費（原材料費、外注加工費）、試作開発に直接従事する従業員（県内に住所を有する者に限る）の人件費	

第1号様式 (第5関係)

平成 年 月 日

青森県知事 三村 申吾 殿

住 所
申請者
氏 名 (名称及び代表者氏名) 印

平成26年度青森県ITビジネス事業化支援事業費補助金交付申請書

平成26年度において実施する青森県ITビジネス事業化支援事業について、青森県ITビジネス事業化支援事業費補助金の交付を受けたいので、青森県補助金等の交付に関する規則第3条第1項の規定により、関係書類を添え下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付申請額
- | | |
|----------------|---|
| (1) 補助事業に要する経費 | 円 |
| (2) 補助対象経費 | 円 |
| (3) 補助金交付申請額 | 円 |

(注) 次の算式を明記すること。

補助対象経費－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金交付申請額

- 2 添付書類
- (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 定款又はこれに代わる書面 (個人である場合を除く)
 - (4) その他知事が必要と認める書類

第2号様式 (第5関係)

事業計画書

1 申請者の概要

名称			
代表者	役職	氏名	
所在地	〒		
資本金等	資本金：	千円	従業員数： 人
連絡窓口	電話番号		
	FAX 番号		
	担当者名		
	E-mail		

2 連携事業者等の概要

名称			
代表者	役職	氏名	
所在地	〒		
連絡窓口	電話番号		
	FAX 番号		
	担当者名		
	E-mail		

名称			
代表者	役職	氏名	
所在地	〒		
連絡窓口	電話番号		
	FAX 番号		
	担当者名		
	E-mail		

名称			
代表者	役職	氏名	
所在地	〒		
連絡窓口	電話番号		
	FAX 番号		
	担当者名		
	E-mail		

3 補助事業の内容

(1) 事業名	※補助事業の内容がわかるように簡潔に記載すること。
(2) 事業の目的	※補助事業により試作開発しようとする新商品・新サービスの概要、想定市場、補助事業終了後の販路開拓方法等、事業化しようとするビジネスの概要等について記載すること。
(3) 事業の概要	※補助事業の具体的な内容（5W1H（誰が、何を、いつ、どこで、どうして、どのように））について記載すること。
(4) 実施体制	※連携事業者を含む担当者・役割分担等の実施体制について具体的に記載すること。
(5) 実施期間	開始年月日 平成 年 月 日 完了年月日 平成 年 月 日

(注1) 事業実施スケジュールを添付すること。

(注2) 必要に応じて、概要図等の参考資料を添付すること。

第3号様式 (第5関係)

収 支 予 算 書

1 収入の部

(単位:円)

項 目	予 算 額	摘 要
補 助 金		
自 己 資 金		
そ の 他		
合 計		

2 支出の部

(1) 総括表

(単位:円)

経費区分	予 算 額			摘 要
	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金交付申請額	
謝 金				
旅 費				
事 業 費				
試作開発費				
合 計				

(2) 内訳表

(単位:円)

経費区分	内 容	内 訳	規格等	単価	数量	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金交付申請額
謝 金	専 門 家 謝 金							
	小 計							
旅 費	専 門 家 旅 費							
	職 員 旅 費							
	小 計							
事 業 費	会 議 費							
	会 場 借 料							
	通 信 運 搬 費							
	借 損 料							
	消 耗 品 費							
	マ ー ケ テ ィ ン グ 調 査 費							
	雑 役 務 費							
	委 託 費							
	小 計							
試 作 開 発 費	試 作 開 発 に 係 る 経 費							
	試 作 開 発 に 係 る 人 件 費							
	小 計							
合 計								

(注) 必要に応じて欄を追加して記載すること。

第4号様式（第6関係）

平成 年 月 日

青森県知事 三村 申吾 殿

住 所
補助事業者
氏 名（名称及び代表者氏名） 印

平成26年度青森県ITビジネス事業化支援事業変更承認申請書

平成 年 月 日付け青新創第 号で補助金の交付決定の通知を受けた青森県ITビジネス事業化支援事業について、下記のとおり変更したいので、平成26年度青森県ITビジネス事業化支援事業費補助金交付要綱第6第1号の規定により、関係書類を添え申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

（注）事業計画書及び収支予算書を添付し、事業内容については、変更箇所を下線を引くとともに、収支予算書については、変更前の額を上段に（ ）書きし、変更後を下段に記載すること。

第5号様式（第6関係）

平成 年 月 日

青森県知事 三村 申吾 殿

住 所
補助事業者
氏 名（名称及び代表者氏名） 印

平成26年度青森県ITビジネス事業化支援事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け青新創第 号で補助金の交付決定の通知を受けた青森県ITビジネス事業化支援事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、平成26年度青森県ITビジネス事業化支援事業費補助金交付要綱第6第2号の規定により申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

第6号様式 (第9関係)

平成 年 月 日

青森県知事 三村 申吾 殿

住 所
補助事業者
氏 名 (名称及び代表者氏名) 印

平成26年度青森県ITビジネス事業化支援事業費補助金請求書

平成 年 月 日付け青新創第 号で補助金の交付決定の通知を受けた青森県ITビジネス事業化支援事業費補助金を下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円也

2 振込先

金融機関名、支店名	
口座種別及び口座番号	
口座名義 (カナ)	

第7号様式 (第10関係)

平成 年 月 日

青森県知事 三村 申吾 殿

住 所
補助事業者
氏 名 (名称及び代表者氏名) 印

平成26年度青森県ITビジネス事業化支援事業遂行状況報告書

平成 年 月 日付け青新創第 号で補助金の交付決定の通知を受けた青森県ITビジネス事業化支援事業の遂行状況について、青森県補助金等の交付に関する規則第10条の規定により、関係書類を添え下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 添付書類
 - (1) 中間状況報告書
 - (2) その他知事が必要と認める書類

中間状況報告書

1 申請者の概要

名称			
代表者	役職	氏名	
所在地	〒		
資本金等	資本金：	千円	従業員数： 人
連絡窓口	電話番号		
	FAX 番号		
	担当者名		
	E-mail		

2 連携事業者等の概要 ※変更がある場合、記載すること

名称			
代表者	役職	氏名	
所在地	〒		
連絡窓口	電話番号		
	FAX 番号		
	担当者名		
	E-mail		

名称			
代表者	役職	氏名	
所在地	〒		
連絡窓口	電話番号		
	FAX 番号		
	担当者名		
	E-mail		

名称			
代表者	役職	氏名	
所在地	〒		
連絡窓口	電話番号		
	FAX 番号		
	担当者名		
	E-mail		

3 補助事業の内容

(1) 事業名	※事業計画書から転記すること。
(2) 事業の目的	※事業計画書から転記すること。
(3) 事業の概要	※事業計画書の内容と対応させて、補助事業の具体的な遂行状況（5W1H（誰が、何を、いつ、どこで、どうして、どのように））について記載すること。
(4) 実施体制	※事業計画書から転記し、変更があればその旨記載すること
(5) 実施期間	開始予定年月日 平成 年 月 日 完了予定年月日 平成 年 月 日

(注) 必要に応じて事業実施スケジュール、概要図等の参考資料を添付すること。

第9号様式（第11関係）

平成 年 月 日

青森県知事 三村 申吾 殿

住 所
補助事業者
氏 名（名称及び代表者氏名） 印

平成26年度青森県ITビジネス事業化支援事業実績報告書

平成 年 月 日付け青新創第 号で補助金の交付決定の通知を受けた青森県ITビジネス事業化支援事業が完了したので、青森県補助金等の交付に関する規則第12条の規定により、関係書類を添え下記のとおり報告します。

記

1 補助金額 円

（注）次の算式を明記すること。

補助対象経費－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

2 添付書類

- (1) 実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費に係る支払証拠書類の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

実績報告書

1 申請者の概要

名 称			
代表者	役職	氏名	
所在地	〒		
資本金等	資本金：	千円	従業員数： 人
連絡窓口	電話番号		
	FAX 番号		
	担当者名		
	E-mail		

2 連携事業者等の概要

名 称			
代表者	役職	氏名	
所在地	〒		
連絡窓口	電話番号		
	FAX 番号		
	担当者名		
	E-mail		

名 称			
代表者	役職	氏名	
所在地	〒		
連絡窓口	電話番号		
	FAX 番号		
	担当者名		
	E-mail		

名 称			
代表者	役職	氏名	
所在地	〒		
連絡窓口	電話番号		
	FAX 番号		
	担当者名		
	E-mail		

3 補助事業の内容

(1) 事業名	※事業計画書から転記すること。
(2) 事業の目的	※事業計画書から転記すること。
(3) 事業の概要	※※事業計画書の内容と対応させて、補助事業の具体的な実績（5W1H（誰が、何を、いつ、どこで、どうして、どのように）について記載すること。
(4) 実施体制	※事業計画書から転記し、変更があればその旨記載すること
(5) 実施期間	開始予定年月日 平成 年 月 日 完了予定年月日 平成 年 月 日

(注) 必要に応じて事業実施スケジュール、概要図等の参考資料を添付すること。

(2) 内訳表

(単位:円)

経費区分	内 容	内 訳	規格等	単価	数量	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金額
謝 金	専 門 家 謝 金							
	小 計							
旅 費	専 門 家 旅 費							
	職 員 旅 費							
	小 計							
事 業 費	会 議 費							
	会 場 借 料							
	通 信 運 搬 費							
	借 損 料							
	消 耗 品 費							
	マ ー ケ テ ィ ン グ 調 査 費							
	雑 役 務 費							
	委 託 費							
	小 計							
試作開発費	試作開発に係る経費							
	試作開発に係る人件費							
	小 計							
合 計								

(注) 必要に応じて欄を追加して記載すること。

第12号様式 (第14関係)

平成 年 月 日

青森県知事 三村 申吾 殿

住 所
補助事業者
氏 名 (名称及び代表者氏名) 印

平成26年度青森県ITビジネス事業化支援事業
消費税等仕入控除税額報告書

平成 年 月 日付け青新創第 号で補助金の交付決定の通知を受けた青森県ITビジネス事業化支援事業について、平成26年度青森県ITビジネス事業化支援事業費補助金交付要綱第14第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|--|---|
| 1 青森県補助金等の交付に関する規則第13条に基づく確定補助金額
(平成 年 月 日付け青新創第 号による補助金の額の確定通知額) | 円 |
| 2 補助金の額の確定時における消費税等仕入控除税額 (A) | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額 (B) | 円 |
| 4 補助金返還相当額 (B - A) | 円 |

(注) 内訳資料その他参考となる資料を添付すること。